

現地に見る水田利活用の状況

主席研究員 藤野信之

1 はじめに

2007年度からスタートした、自民党農政による構造改革路線であった水田・畑作経営所得安定対策（以下「経営安定対策」）の実施にともなって、補助の対象規模から抜け落ちた農家が小麦二毛作を激減させた地域がある。

一方で、米政策改革によって04年に始まった、各地域の裁量を組み込んだ産地づくり交付金が、民主党農政の「水田利活用自給力向上事業」（以下「水田利活用事業」）において全国一律の交付単価（麦は3.5万円/10a）を採用したことによって従来の体系の変更を余儀なくされ、農商工連携に水をさされた地域もある。

筆者は10年6月に、小麦転作の実態を把握するため、北関東A農協と東北B農協管内の事例を調査したので、その概況を報告したい。

2 北関東A農協管内a市

北関東A農協は、北関東中部に位置するa市を管内地域としている。管内の総農家数は3,000、うち販売農家数1,500、平均耕地面積1.15ha、麦類作付経営体数401、麦類作付面積700ha、二毛作農家400戸・500haと、二毛作による麦作が盛んな地帯である（2005年センサス）。

小麦作付面積・農家は、01年からの「水田農業経営確立対策（麦・大豆の本作化）」による転作奨励金の拡大もあって、02年ごろから急増した。06年度には270ha・220～230戸だったが、07年度には経営安定対策への移行に

よって補助の対象外となった農家が生産を中断したことから100ha減少して170ha・60戸に縮小した。

当地の麦作はほとんどが二毛作によるもので、耕作主体は高齢者が多かったこともあり、小麦に戸別所得補償制度が適用になっても、作付面積が回復するのは3割程度（33ha・50戸）と予想されている。なお、麦作期間だけ農地を貸す期間借地が増えつつあり、当地における農地流動化のパターンとして定着する方向にある。

ここで重要なのは、06年度の平均小麦作付面積1.2haが、経営安定対策による「構造改革」によって07年度には2.8haへ2.3倍に拡大したものの、a市全体の小麦作付面積が270haから170haへ4割弱も減少したことである。兼業農家を含めた多様な担い手を認めて政策的補助の対象を広く設定しないと、少なくとも短期的には、個々の農家の作付規模は拡大しても作付面積全体（生産力）が減少する可能性があるということである。

a市では、市内を流れる一級河川の北側で米・麦・大豆のブロックローテーションが行われているが、南側の平坦湿田は大豆生産に適さず、米の生産調整は一般的に「調整水田+後作の麦作」で行われてきた。しかし、調整水田は水田利活用事業の助成対象から外れることとなった（米所得補償モデル事業では、生産調整（転作カウント）の経過措置として認められる。）。

このため、当地では、10年度からの転作作

物として新規需要米（米粉、飼料用米）の作付けが増加し、200ha強（前年比4倍）に達する見込みである。内訳は、米粉用米が7割、飼料用米が3割で、いずれも隣接市にある地場製粉企業の工場と中堅製粉企業の地場工場、および農協系統飼料工場へ全農経由で販売される。また、転作作物として加工用米を選択する者も多い。これは、経営安定対策対象者が麦・大豆から新規需要米に転換する場合は、固定払い（緑ゲタ）を辞退しなければならないからである。

小麦の販売先は、従来から市内にある製粉企業である甲製粉であったが、02年にイワイノダイチ（品種名）が普及したところからは、ほぼ全量が甲製粉に販売されている（全農経由）。甲製粉では、地産地消や食農連携、農商工連携が唱えられ始めたところから地場産小麦を原料とした小麦粉をブランド開発し、現在ではイワイノダイチ（うどん用粉）、麦のかほり（同）、タマイズミ（中華めん・パン粉用）を県産小麦粉（地粉）として製造・販売している。食農連携や農商工連携は、販売が完結して始めて成り立つものであり、加工原料生産の安定性は加工・販売企業の販売力に依存している。この点で、a市における小麦生産は甲製粉の立地と販売力に恵まれているといえる。

3 東北B農協管内旧b町

東北B農協は、東北地方南東部に位置する旧b町を管内地域として含んでいる。旧b町の総農家数は800、うち販売農家数700、平均耕地面積2.48ha、麦類作付経営体数52、麦類作付面積400ha、二毛作無しと、稲単作経営主体の穀倉地帯となっている（2005年センサス）。

町の合併は06年に行われたが、産地づくり

交付金の設計思想が異なっていることから2つの水田農業推進協議会が並存している。これは、旧b町が産地づくり交付金の生産に対する交付基準に「作物の出荷量に応じた助成金」を設定していたことによる。

生産量に応じた助成金を設けたのは、捨作りを防止し、数量・品質の向上インセンティブを与えるためのものであり、さらには県内乙生協のめん・パン類への供給原料（全農経由）となる品種である「ゆきちから」への生産振興を目的としたものであった。「ゆきちから」への助成単価は他品種の2倍に設定されていた。乙生協とは、生協の販売促進活動を共同・一体的に行う関係にある。

「ゆきちから」は他品種に比べて赤カビ病に弱く、他品種の作付面積が250ha程度なのに対して60ha程度にとどまっている。農協への出荷にともなって支払われる仮払金水準は県内で一律のため、産地づくり交付金によるインセンティブ付与が必要となっていた。

しかしながら、水田利活用事業の実施にともない、この補助体系はほごにされた。

「ゆきちから」の生産と乙生協の関係は、農商工連携の一類型であり、それを本気で進めるには地域の自主性が保障される政策が必要であった（激変緩和だけでは救済されない。）。

4 日本の水田農業政策のあり方への示唆

補助の対象を規模要件で切り捨てたり、地域の自主性を切り捨て、農商工連携の推進に逆行するこれらの政策は、いずれも自給力をそぐ政策である。生産者や現地は、最低限、政権交代によってブレない農業政策を望んでいる。

（ふじの のぶゆき）